

4 案内地図サインに関する 標準仕様

ここでは、案内地図サインに関する標準仕様
(標準タイプ設計) を示します。

4-1 地図の向き

広域案内地図は北を上に、市街地案内地図・周辺案内地図はサイン本体に向かって前方が上になるように設置する。

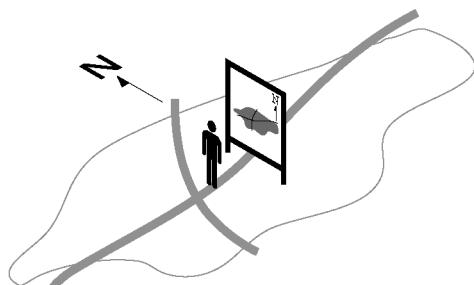
地図は都市の構造を面的に表す総合的な情報です。

大きくは、広域案内地図・市街地案内地図（歩行圏一般を案内する）・周辺案内地図（歩行圏を詳細に案内する）の3つに分けられます。

ここでは、地図の向きに関する基準を示します。

広域案内地図は北を上にする

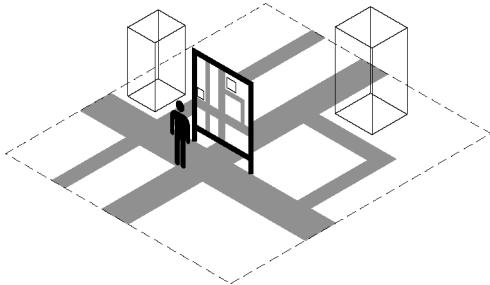
広域案内地図（広域交通案内・市全域案内等）は、一般的に北を上にした表示が認知されている場合が多いいため、北を上に表示します。



市街地案内地図・周辺案内地図は、

サイン本体に向かって前方を上にする

市街地案内地図は、周辺の施設の位置関係が次の行動に直結するものであるため、一般的にサイン本体に向かって前方を上とします。



4-2 地図の範囲・縮尺

利用者の行動目的を考慮し掲載範囲を決定する。

ここでは、各地図の目的と、それに応じた地図の範囲・縮尺の目安を示します。

広域案内地図

主要な広域集客施設について、現在地からの大まかな方向を示します。また、目的地までの交通手段についての手がかりを示します。

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900 × 900	約 9km 四方	
600 × 600	約 6km 四方	1/10000～
300 × 300	約 3km 四方	

市街地案内地図

まちの構造を把握させ、目的地へ至るまでの具体的な手がかりを表示します。

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900 × 900	約 2.25km 四方	
600 × 600	約 1.5km 四方	1/2500～1/3000
300 × 300	約 750m 四方	

※宇都宮市中心市街地案内地図は、市街地範囲が広いため 1/3300（板面サイズ 800 × 800／約 2.7km 四方）としています。

周辺案内地図

詳細な街区の位置把握を支援します。

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900 × 900	約 900m 四方	
600 × 600	約 600m 四方	1/1000
300 × 300	約 300m 四方	

※宇都宮駅周辺案内地図（計画中）は、駅前広場を詳細に案内するため 1/600（板面サイズ 800 × 800／約 500m 四方）としています。

4-3 掲載基準

表示面が煩雑にならないよう、掲載情報を取捨選択し表示する。

ここでは案内地図の一般的な掲載基準を示します。

利用者の行動目的や掲載範囲に応じて、表示面が煩雑にならないよう、下記表より項目を取り扱い表示します。

また、地域の実情に応じ、下記表に示す以外の項目を付加し掲載することも可能とします。

項目	表示する施設	施設規模等	名称	ピクトグラム表示	図形・色彩
地勢	地勢	河川・沼・湖・山等	○		色彩表示
	道路	国道・有料道路 通称名のある道路・プロムナード	○		
	橋	準用河川以上にかかる橋で 移動の手がかりとなる橋	○		
交通施設	鉄軌道	路線名・駅名	○	○	駅形状・路線形状
	路線バス	バスターミナル・主要なバス停		○	
	循環バス	バスルート・バス停			バス停位置・路線形状
	タクシーのりば	タクシーのりば		○	
移動円滑化施設	公衆便所		○		
	エレベーター		○		
	エスカレーター		○		
	観光案内所		○		
	レンタサイクル貸出所		○		
公園	近隣公園規模以上の公園	近隣公園規模以上	○	○	公園・緑地色彩表示
観光名所	景勝地・旧跡・歴史的建造物	観光名所を持つ神社・寺院 国指定文化財及び県指定文化財等 その他利用者の多い観光施設等	○	(○)	有効な場合は 施設平面外形を表示
行政施設	県庁・市役所・区役所		○		施設平面外形を表示
	中央官庁又はその出先機関		○		
	警察署	警察署・交番	○	○	
	消防署		○		
	裁判所・税務署・法務局		○		
	郵便局		○	○	
公共施設	図書館		○		施設平面外形を表示
	博物館・美術館		○	○	
	劇場・ホール・公会堂		○		
	展示場・会議場等		○		
	総合競技場		○	(○)	
	各種スポーツ場	野球場・テニスコート等	○	(○)	
	体育館・武道館		○		
公益施設	ランドマークとなる公益施設		○		施設平面外形を表示
教育施設	学校	小学校・中学校・高等学校・大学 短期大学・研究所・養護学校	○		施設平面外形を表示
医療施設	病院	救急または病床数100以上	○	○	施設平面外形を表示
	大規模な福祉施設		○		
商業施設	大規模商業施設		○		施設平面外形を表示
	大規模モール等		○		
宿泊施設	コンベンション協会に加盟しているホテル・旅館		○	○	
その他	その他誘導が必要な施設		○		

*ピクトグラム表示(○)については、施設用途により必要に応じて記載のこと。

4-4 配置位置と配置間隔

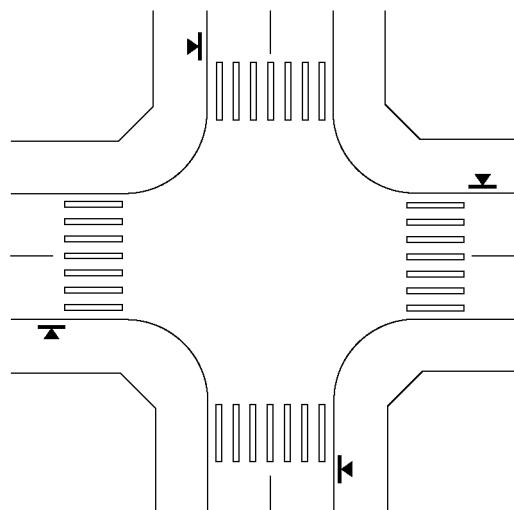
交通結節点や動線が分岐する主要な交差点からそれぞれ視認できる、見やすい位置を選択し設置する。交差点等に設置できない場合は、歩道上で歩行者の通行の妨げにならない位置を選択して設置する。

サインの存在が一見してわかる位置に、通行の支障にならないように設置することを基本とします。具体的には以下の内容に留意します。

- ・動線の結節点（多くの人の動きが交差する点）に設置します。
- ・特に、駅周辺等の人通りの多い場所では、通行の支障とならないことを前提に、顕在性が確保できる位置に設置します。
- ・道路上においては、歩車境界寄りと敷地境界寄りの2通りの方向性が考えられますが、街路樹や屋外広告等との関係に留意し、視認性を損なわいかたちで設置します。
- ・道路上の設置を基本としますが、施設敷地内に設置することが可能な場合は、歩行者の視認性が確保できる位置に設置します。
- ・直線距離が長い場合、歩行者が不安を感じることなく歩けるための適切な間隔（一般的に150～300m程度とされている）に配慮します。

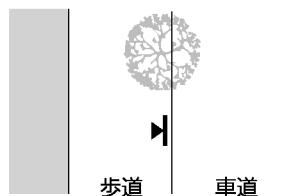
交差点に設置する場合

できるだけ交差点に近い位置に設置することが望ましいですが、交通の支障とならないように配慮します。



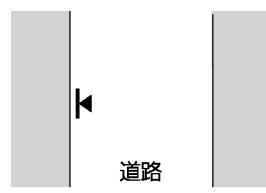
歩道のある広幅員道路に設置する場合

歩道上の歩車境界寄りに設置



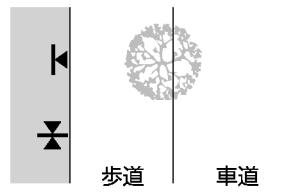
歩道のない道路に設置する場合

道路の敷地境界寄りに設置



施設敷地内に設置が可能な場合

施設敷地内道路側に設置



4-5 表示の高さ

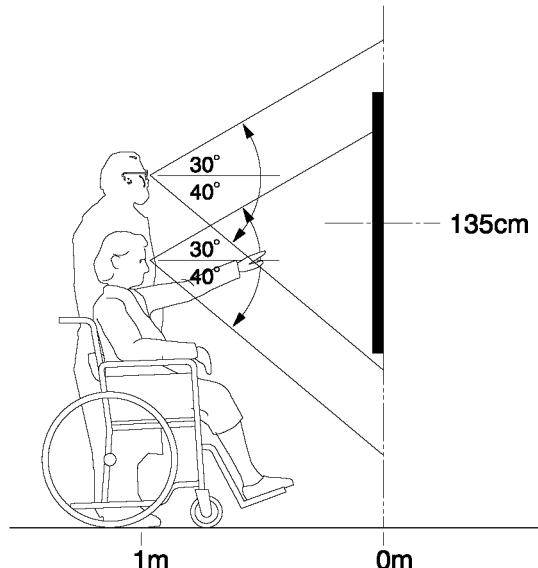
表示板中心を床面から 1350mm 程度の高さになるように設置する。

対面するものを見る場合、車いす利用者が見やすい範囲は、立位の利用者よりもおよそ 40cm 下がっています。

- ・立位の視点の高さ 床面より 156cm
- ・車いす利用者の視点の高さ 床面より 117.5cm

案内地図サインについては、立位の利用者と車いす利用者が共通に見やすい範囲に掲出します。その際の高さの目安として、床面から表示板の中心までの距離を 135cm とします。

立位の視点の高さ 床面より 156cm
車いす利用者の視点の高さ 床面より 117.5cm



出典) 交通エコロジー・モビリティ財団
「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

4-6 案内地図サイン本体標準仕様

案内地図サインについては下記仕様を標準とする。

案内地図サインについては下記仕様を標準とします。

(「8 中心市街地サイン計画・設計事例 (P.59)」 参照)

ただし、地域の実情に応じて変更を行うことは可能です。

案内地図サイン標準タイプ



設置形態

- 案内地図サインは原則として独立設置とする。
- 地区状況により、独立設置が困難な場合には、壁掛け型とする。

色彩

- 本体色は景観に配慮し、落ち着いたダークブラウン (DIC3版 F10Anthracite / 半つや) とする。
- 市の木「いちょう」をモチーフとした黄色をアクセント色として使用する。

表示

- 器具の一部にインフォメーションマークを記載する。
- 現在地の住所や通り名称等、利用者にとって移動の手がかりとなる位置情報を記載する。

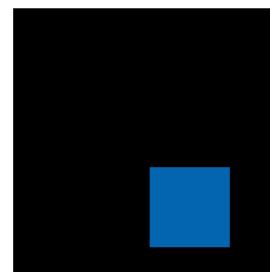
4-7 地図の色彩

図色と地色の明度差を確保することで、表記を容易に判別できるよう努める。

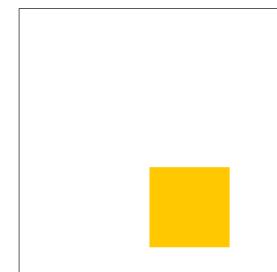
判読性については、地と図の色の組み合わせにおけるコントラスト（明度差）が大きいほど高くなります。また同色でも、暗い地に明るい文字を表示する方が文字が膨張して見える他、白濁や視野狭窄等の視覚障害を持つ人にとっても、文字情報の周辺光がカットされ、より読みやすいことが知られています。

青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いない。

高齢者に多い白内障に配慮し、青と黒、黄と白の組み合わせは用いない。



× 青／黒



× 黄／白

案内地図等の図示に際しては、自然に見える色彩を用いること。

地勢、及び公園・緑地を示す場合には、それらが自然に見える色彩を使用します。河川、海など水系には青を、丘陵や公園・緑地は緑をそれぞれ基調とします。

